

第17回 小規模事業者持続化補助金 (令和7年6月3日(火)発行依頼締切分) 様式4発行の注意事項

令和7年6月3日(火) 16時までに、申請者**ご自身**が
補助事業計画書(様式2・3)を東金商工会議所窓口へご提出下さい。
★6月2日(月)3日(火)は予約された方を優先します。

※事前に来所時間をお電話で**ご予約**ください。

→ご予約なしの場合は再度の来所をお願いする場合があります。

※東金市外で補助事業を実施する場合は当所では発行できません。

※コンサルタント・士業・金融機関の方等の**社外代理人への発行はできません。**

申請者本人からの直接の依頼に応じます。(要領21ページ)

※様式4の**即日発行**はできません。(営業日2日～3日かかります)

★会員・非会員問わず、**発行のための面談**があります。(申請要領21ページ)

→非会員事業者の場合、申請者の本人確認をする場合があります。

→**当所は社外代理人との面談は対応しません。**

※令和7年6月3日(火)以降の発行依頼は、いかなる理由があっても**できません。**
(要領3ページ)



6月3日間近は窓口が混み合います。早
めに計画を提出いただくとアドバイス
により計画がブラッシュアップします。

令和7年6月13日(金) 17時までに、国の補助金事務局へ、
ご自身が申請書類一式を電子申請をする。

※商工会・商工会議所地区ごとに申請先が異なるため、ご注意ください。

※申請書類一式の提出先を誤ると**不採択**となります。

※**当所が代理で電子申請はできません。**(要領1ページ・GビズID利用規約第10条)



<電子申請後>

(1) 電子申請の際、必要項目を入力した**一時保存の画面(PDF)**を商工会議所
窓口へ提出してください。

(2) 採択された場合、国への報告・会議所からのヒアリング調査があります。

(3) 採択された場合、補助事業実施期間は交付決定日から令和8年7月31日
(金)まで(要領22ページ)